（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の十四　第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。　（新設）

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の十の十五　第五条の六の三（第四号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同条第二号中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同条第三号中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。　（新設）

（記録の閲覧）

第五条の十の十六　第五条の六の四（第一号ニに係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。　（新設）

（記録する事項）

第五条の十の十七　第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。　（新設）

（事前届出を要しない特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更）

第五条の十の十八　第五条の七の規定は、法第九条の三の三第五項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）の」と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第二項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは「法第九条の三の三第五項において読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。　（新設）

（特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第五条の十の十九　第五条の八（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第五項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。　（新設）